



北海道地方最低賃金審議会の意見に関する公示

北海道労働局一般公示第 8 号

令和 8 年 9 月 25 日北海道地方最低賃金審議会から北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、北海道の区域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 8 年 10 月 13 日までに北海道労働局長あて（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 札幌第一合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 8 年 9 月 25 日

北海道労働局長 村松 達也

記

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の 改正決定に係る北海道地方最低賃金審議会の意見の要旨

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,162円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年12月1日